

## 消防職員のサングラス着用にご理解をお願いします

消防車両の運転、災害現場での活動、訓練等の際、日差しや太陽光の反射等による眩しさから視界を確保し、危険要因の見落としなどのリスクを軽減すること及び紫外線による隊員の目への負担を軽減することを目的として、消防職員がサングラスを着用する場合があります。

市民の方とお話しする際は、サングラスを外して対応いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

次のような場面でサングラスを着用することがあります。

- ・消防車や救急車等の運転中
- ・ドローンやはしご車等を操作する時
- ・海、川などの水辺での水難救助活動時
- ・その他、日差しが強く着用することが望ましい環境での活動時等
- ・着用イメージ



令和8年5月1日から開始

このページに関するお問い合わせ先

延岡市消防本部 消防署(消防第1課、消防第2課) 指揮係

〒882-0802 延岡市野地町5丁目2761番地

Tel:0982-22-7108 Fax:0982-22-7112

fra119@city.nobeoka.miyazaki.jp